

令和8年7月23日

保護者様

岡山県立和気閑谷高等学校

校長 藤岡 隆幸

気象庁「新たな防災気象情報」の運用開始に伴う警報発令時の措置の一部改訂について

盛夏の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育活動推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本校の警報発令時の対応につきましては、「生徒ころえ」にてお示ししているところですが、気象庁では令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されました。これに伴い、本校の警報発令時の措置について一部表記を改訂いたしますので、お知らせいたします。以下の対応について各家庭で確認していただくとともに、御協力をお願いいたします。

記

赤磐市・岡山市・備前市・和気町のいずれかに、次の警報等が発令された場合

(ア) 河川氾濫・大雨・土砂災害のいずれかの警戒レベル3相当以上の防災気象情報

ただし、警戒レベル3が警報、警戒レベル4が危険警報、警戒レベル5が特別警報に相当する。

(イ) 大雪・暴風・暴風雪のいずれかの警報もしくは特別警報

次のように措置する。

- 1 午前6:00に、上記の(ア)もしくは(イ)が発令されている場合には「臨時休業」とする。
以降に解除された場合も臨時休業とする。
- 2 午前6:00に、上記の(ア)もしくは(イ)が発令されていなくても、始業時刻(午前8:40)までに(ア)もしくは(イ)が発令された場合は「臨時休業」とする。
- 3 始業後、上記の(ア)もしくは(イ)が発令された場合は、協議の上適宜措置をとる。
- 4 上記警報以外の気象、その他憂慮される事態においては、協議の上適宜措置する。

なお、各自が通学のために家を出る時刻に、上記の(ア)もしくは(イ)が発令されている場合は、安全を最優先し家庭待機すること。

*各自が通学のために通常家を出る時刻に、赤磐市・岡山市・備前市・和気町以外の居住地区に上記の(ア)もしくは(イ)が発令されている場合には「家庭待機」とし、家庭待機している生徒は、出席扱いとし、出席簿にその旨を記すものとする。